

### 青少年の健全な育成に関する条例施行規則

昭和四十一年 大分県規則第六十九号

#### (趣旨)

第一条 この規則は、青少年の健全な育成に関する条例(昭和四十一年大分県条例第四十号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

#### (指定興行の揭示)

第二条 条例第二十條第四項の規定による揭示は、第一号様式によるものとする。

#### (有害図書等)

第三条 条例第二十一條第四項第一号及び第二号の規則で定める写真又は場面は、次の各号のいずれかを被写体とし、又は描写したものとす。

一 全裸、半裸又はこれらに近い状態での卑わいな姿態で次のいずれかに該当するもの

イ 大腿部を開いた姿態

ロ 陰部、臀部、大腿部又は女性の胸部を誇張した姿態

ハ 自慰の姿態

ニ 愛撫の姿態

ホ 排泄の姿態

ヘ 緊縛された姿態

二 性交又はこれに類する性行為で次のいずれかに該当するもの

イ 男女間の性交又は性交を連想させる行為

ロ 同性間の性行為

ハ 強姦その他のりよう等行為

ニ 変態性欲に基づく性行為

(有害図書等の陳列場所の揭示)

第四条 条例第二十一條第六項及び第二十一條の二第三項の揭示は、第二号様式によるものとする。

(陳列場所等の変更等の勸告)

第五条 条例第二十一條第七項の規定による有害図書等の陳列の場所を変更し、若しくは陳列の方法を改善し、又は同条第六項の揭示をすべきことの勸告は、第三号様式によるものとする。

(勸告に従うべきことの命令)

第六条 条例第二十一條第八項の規定による勸告に従うべきことの命令は、第四号様式によるものとする。

(有害がん具類等)

第七条 条例第二十三條第四項第一号の規則で定める機能は、発射時に〇〇五キログラムメートル毎平方センチメートル(彈丸

矢その他これに類するもの(以下「彈丸等」という。))を水平射

角で発射した場合において、おおむね発射地点から三メートル

の距離にある四隅を支えた状態の新聞紙五枚を貫通する力以

上のエネルギー値で彈丸等を発射することができる機能とする。

2 条例第二十三條第四項第二号の規則で定める形状、構造又は機能は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 性器の形状をなし、又はこれに著しく類似する形状を有するもの

二 性器を包み込み、又は性器に挿入する構造を有し、かつ、電動式振動機を内蔵し、又は装着可能な構造を有するもの(避妊用品を除く。)

三 専ら性的感情を著しく刺激することを目的にした下着類

四 全裸又は半裸の人形(気体又は液体で膨張させ、人形となるものを含む。)

(撤去命令等)

第八条 条例第二十四條第四項の規定による有害図書等又は有害がん具類等の撤去その他必要な措置の命令は、第五号様式によるものとする。

(多数の青少年の利用に供される施設)

第九条 条例第二十五條第六号の規則で定める施設は、次に掲げるものとする。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第二十四條に規定する専修学校(専ら十八歳以上のものを対象とするものを除く。)

二 主として青少年の研修、宿泊又はスポーツの用に供する次に掲げる施設

イ 別表に掲げる研修宿泊施設

ロ 公立のスポーツ施設

(自動販売機等の設置の届出等)

第十条 条例第二十六條第一項の規定による届出は、自動販売機等設置届出書(第六号様式)に自動販売機等により図書等又はがん具類を販売し、又は貸し付けることを業とする者(以下「自動販売機等業者」という。)(及び自動販売機等を管理する者に係る住民票の写し(法人にあつては、登記事項 証明書)を添付したものを提出して行うものとする。

2 条例第二十六條第一項第四号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

一 自動販売機等の型式及び製造番号

二 自動販売機等を設置しようとする場所の周囲二〇メートルの見取図

3 条例第二十六條第三項の規定による届出事項の変更又は廃止の届出は、自動販売機等/変更/廃止/届出書(第七号様式)に

よるものとする。この場合において、当該変更の内容が自動販売機等業者又は自動販売機等を管理する者の住所又は氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)に係るものであるときは、当該変更に係る住民票の写し(法人にあつては、登記事項証明書)を添付しなければならない。

(除去命令等)

第十一条 条例第二十七條第二項の規定による有害広告物の除去及び内容変更の命令は、第八号様式によるものとする。

(宣伝文書等の内容等)

第十二條の二 条例第二十八條第一項の規則で定める内容は、次に掲げるものとする。

一 第三号各号に規定するものを描写し、又は容易に連想させるもの

二 第七條第二項各号に規定するものを描写し、又は容易に連想させるもの

三 営業者の設けた店舗以外の場所において、専ら、人的的好奇心に依りて人に接触する役務の提供を表し、又は推測させる、人の衣服を脱いだ姿態、水着姿、各種制服姿等の写真若しくは図画又は文字等を掲載したもの

2 条例第二十八條第一項の規則で定める場所は、次に掲げるものとする。ただし、当該場所が法令により青少年の立入りが禁止されている場所の中に在する場合は除く。

一 公衆電話及びその附属設備の設置場所

二 都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第二条に規定する都市公園及び市町村が管理する公園

三 公衆便所

四 乗合自動車の停留所

3 条例第二十八條第二項の規定による宣伝文書等の除去その他の必要な措置の命令は、第八号様式の二によるものとする。

(深夜立入りを禁止する遊技業)

第十二條 条例第三十六條第一項の規則で定める営業は、次に掲げるものとする。

一 硬貨又はメダルを投入することにより作動する遊技機を設置して客に遊技を行わせる営業(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二十二号)以下「風適法」という。)(第二十一條第一項第八号に掲げる営業を除く。)

二 個室を設け、当該個室において客に専用装置による伴奏音楽に合わせて歌唱を行わせる営業

三 設備を設けて客に玉突きを行わせる営業

四 区画された客席を設けて客に主に図書等の閲覧若しくは視聴又はインターネットの利用を行わせる営業(風適法第二十一條第一項第六号に掲げる営業を除く。)

(審議会の会長等)

(審議会の会長等)

(審議会の会長等)

(審議会の会長等)

(審議会の会長等)

- 第十三条 大分県青少年健全育成審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長一人を置き、委員の互選によつて定める。
- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
  - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（審議会の会議）

- 第十四条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 審議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
  - 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（審議会の部会）

- 第十五条 条例第四十四条第五項に規定する部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 2 部会に部会長及び副部会長を置き、部会に属する委員の互選によつて定める。
  - 3 部会長は、部会の事務を掌理する。

（審議会の庶務）

第十六条 審議会の庶務は、生活環境部において処理する。

（会長への委任）

第十七条 第十三条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営等に関し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

（立入調査を行う者の指定）

第十八条 条例第四十五条第一項の規定による指定は、次に掲げる者のうちから行うものとする。

- 一 生活環境部私学振興・青少年課の職員
- 二 児童相談所の職員
- 三 県民保健福祉センター又は保健所の職員
- 四 教育関係の職員
- 五 少年補導職員
- 六 その他特に必要と認める職員

（証明書）

第十九条 条例第四十五条第一項に規定する証明書は、第九号様式によるものとする。

附 則（平成十七年規則第八十八号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 次に掲げる規則は、廃止する。
  - 一 大分県青少年問題協議会運営規則等の廃止
  - 二 大分県青少年問題協議会運営規則（昭和二十九年大分県規則第八号）
  - 三 青少年の飲酒及び喫煙の防止に関する条例施行規則（平成